

八戸市告示第 2 8 8 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から変更する旨の届出があったので、生活保護法第55条の 3 第 2 号の規定により告示する。

令和 7 年 9 月25日

八戸市長 熊谷 雄一

区分	事業者		事業所		変更年月日
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
変更前	合同会社オウル	八戸市江陽一丁目3-16	訪問看護ステーション ふくろう	八戸市江陽一丁目3-16	令和7年8月1日
変更後				八戸市江陽一丁目 7 番26号 福寿荘201号	